

〔付 録〕

1 用語の解説

用語の解説

【申告納税制度】

申告納税制度は、納税者自身が行う申告により第一次的に税額が確定するという効果を認める制度であり、それが適正に機能するためには、納税者の自発的な納税意欲と、納税者が継続的かつ正しい記帳を行い、客観的な係数に基づいて所得を計算するということが基本的な前提となっているといえる。

この制度は、昭和22年（1947年）に、アメリカ税制の強い影響の下に採用されたもので、それまでは、税務官庁の行政処分によって納付すべき税額が決定される賦課課税制度を採っていた。この新しい制度を日本に定着させるには、特に個人所得税の分野においてかなり困難があったが、申告納税制度が導入されてから半世紀を経た現在ではかなりの定着をみているといえる。その背景には、①申告納税制度の基盤を築くために、昭和25年（1950年）に青色申告制度が創設されたこと、②昭和59年（1984年）には申告納税制度の一層の定着を図るため、白色申告者に対する記録保存制度、記帳制度、収支内訳書添付制度が設けられたこと、③これら制度の定着を図るため、税理士会、青色申告会等関係民間団体等の協力を得ながら、記帳方法等の指導を必要とする納税者に対して適切な指導に努めてきたこと、更に、申告漏れが多額であると認められる者等を対象として徹底した税務調査を行ってきたことなど、制度・執行両面からこの制度の定着に努めてきたことがあるといえる。

【記帳制度等】

昭和59年（1984年）度の税制改正において、申告納税制度の定着と課税の公平の一層の推

進を図るため、白色申告者に対しても記帳制度等が設けられた。その内容は、事業等を行う個人の白色申告者については、①取引に関して作成し、又は受領した帳簿及び書類を保存する（記録保存制度）、②事業等の所得金額が一定額（300万円）を超える者については、取引に関し簡易な記帳をしなければならない（記帳制度）、③確定申告書を提出する場合には、事業等の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を申告書に添付しなければならない（収支内訳書添付制度）というものである。また、いわゆる白色申告法人については、帳簿を備え付けてこれにその取引を簡易な方法により記帳するとともに、当該帳簿並びに当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類を保存しなければならないというものである。

【青色申告制度】

申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の継続的かつ正しい記帳がその基盤にななければならない。青色申告制度は、このような基盤を築いていくため、昭和25年（1950年）に、シャープ勧告に基づく税制の全面的な改革の一環として創設された制度である。

青色申告制度は、事業等を行っている個人又は法人があらかじめ税務署長の承認を受けて、青色申告を行うことができることとし、このような納税者には、帳簿書類を備え付け、一定水準の記帳を継続的に行うとともにこれを保存することが義務付けられる一方、青色申告者及び青色法人以外の納税者に比し税制上有利な所得金額の計算や取扱いが認められることを骨子とするもので、我が国の申告納税制度において中心的役割を担っている。

【源泉徴収制度】

所得税及び法人税については、納税義務者（所得者）自身が、課税期間の所得金額とこれに対応する税額を計算し、これを自主的に申告して納税する、いわゆる「申告納税制度」を建前としているが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度を採用している。

この源泉徴収制度は、給与や利子・配当・税理士報酬などの所得を支払う者（源泉徴収義務者）が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、その所得の支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するという制度である。

この源泉徴収制度により徴収された所得税の額は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については、その納税義務者がその年分の所得税の確定申告をする際に、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算（年税額からの控除又は過納額の還付）される仕組みとなっている。これは、主として、徴税の確実性と納税義務者の煩雑な納税手続を省くために設けられているものである。

源泉徴収制度が我が国に初めて採用されたのは明治32年（1899年）の公社債の利子所得についてであり、また、給与所得に適用されたのは昭和15年（1940年）であるが、それが今日のように整備されたのは、第二次世界大戦後である。源泉徴収の対象となる所得は、給与所得、退職所得をはじめとして、利子所得、配当所得、原稿料・作曲・レコード吹き込みの報酬その他各種の人的役務の報酬（例えば、弁護士、公認会計士等の自由職業者の報酬、医師が社会保険の基金から支払を受け

る報酬、更に、芸能人やプロ野球、プロサッカーの選手、外交員、集金人、バーのホステスの報酬等）など広範なものとなっている。

源泉徴収のメカニズムは非常に精緻なものである。例えば、給与所得に対する源泉徴収は、個々の給与所得者の人的控除と所得の大小に応じ、これらを織り込んで作成された各種の税額表に基づいて行われる。これらの税額表は、定期的に支払を受ける給与に適用されるもの、賞与に対して適用されるものなどから成っており、それぞれの給与の性格に即して一定の前提の下に複雑な方法でその税額が計算されている。これらの税額表によって徴収された税額の年間合計額は、概算的にはその給与所得について納付しなければならない年税額に近い金額となっている。

しかし、種々の要因により、その徴収額のトータルは、年間に納付しなければならない年税額とは一致しないので、源泉徴収義務者において、その年最後の給与の支払をする際に、この年税額と比較して、その過不足が精算される仕組みとなっている（年末調整）。

この年末調整を行った給与所得については、源泉徴収の方法を通じて完全に正確な税金が徴収されるので、給与以外に一定額以上の所得を有する場合など特別な場合を除いては、税務署に確定申告書を提出する必要がないことから、給与所得者の負担をかなり軽減するものとなっている。現在、給与所得者の大部分は、専ら源泉徴収制度を通じてその納税を行っている。

【査察制度】

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、

納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正することとしているが、その調査は、原則として、納税者の同意を基としたいいわゆる任意調査によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、社会的責任を追及するため、正当な税を課すほかに刑罰を科すことが税法に定められている。こうした者に対しては、任意調査だけではその実態が把握できないので、強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づいて検察官に告発し、公訴提起を求める制度（査察制度）がある。査察制度は、この意味において申告納税制度を基本的に支え、納税秩序を維持するために必要な制度である。

査察制度の具体的な手続は、国税犯則取締法に定められており、その執行には、各国税局・沖縄国税事務所に配置された国税査察官が当たっている。

【間接税の犯則取締制度】

間接税の犯則者に対する取締制度は、直接税における査察制度よりも古い歴史を持っている。明治16年（1883年）に酒造税及びたばこ税のほか2税目の間接国税について、犯則があれば税務官吏が特別に取り調べることを定めて以来、他の間接税の犯則者についても同じ扱いをする慣例となり、明治23年（1890年）には間接税全般の犯則者について特別の処分手続を定めた間接国税犯則者処分法が制定された。以後数回の改正を経て、昭和23年（1948年）には、この法律に直接税についての犯則者の取締手続も含め、法律名も国税犯則取締法と改められ今日に至っている。法律制定当時は、間接税の犯則処分件数が多く、これを効果的に処理するため、間接国税には通告処分制度が設けられている。

この通告処分とは、犯則事件の調査によって犯則の心証を得たときに、国税局長又は税務署長が罰金に相当する金額及び没収品に該当する物品等を納付すべきことを犯則者に通知する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意であるが、通告を履行しない場合には、告発され刑事訴追を受けることになる。

なお、犯則内容が特に悪質であるなどの場合には、通告処分を経ずに、直接、告発が行われる。

また、消費税については、輸入取引に係るもの（申告納税方式により関税額が確定する課税貨物に課される消費税を除く。）に限り、通告処分制度を採用している。

【酒類の免許制度】

酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、製造場又は販売場ごとに税務署長に申請し免許を受けなければならない。税務署長は、申請内容が酒税法第10条各号に列挙する拒否要件のいずれかに該当するときには免許を拒否することができるが、これらの要件は以下の5つに大別できる。

- ① 人的要件：例えば、申請者が免許を取り消されたことがある者であること、申請者に一定の犯罪歴があること、等である。
- ② 場所的要件：例えば、申請販売場が料飲店と同一の場所にあること、等である。
- ③ 経営基礎要件：経営の基礎が薄弱であること、等である。
- ④ 需給調整要件：新たに免許を付与することで、需給の均衡を破り、酒税の保全に悪影響を及ぼすことである。
- ⑤ 技術・設備要件（製造免許のみ）：製造設備が不十分であること、等である。

【酒類の製造免許】

酒類製造者は酒税の納税義務者となる者であるが、酒税は特に高率であり、その税額においても、国家財政上重要な地位にあることから、この酒税収入を安定的に確保する必要がある。

このため、酒類製造者として適格性を有しないと認められる者を排除し、また、濫立を防止して、消費税としての酒税の転嫁を容易にし、課税上の検査取締りを十分に行うことができるよう措置する必要があることから免許制度を採用している。更には、酒類の品質についても、高率な課税に適する品質を保持し、あるいは、国民の保健衛生上も不安のない品質を維持する役目も免許制度は持っているといえる。

【酒類の販売業免許】

酒類の販売業免許は、納税義務者である酒類製造者に酒類の販売代金を確実に回収させ、最終的な担税者である消費者に対する税負担の円滑な転嫁を目的とし、これを阻害するおそれのある不適格者の酒類の流通過程への参入を抑制し、取引の混乱を防ぎ、酒税の徴収について、不安のないようにするため採用されている。

【税理士制度】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的使命を有しており、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たしている。

税理士の業務、資格、権利及び義務等は、税理士法（昭26年法律第237号）に規定されて

おり、税理士業務は、印紙税、登録免許税などを除く租税に関し、税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行うこととされている。

税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）及び公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）である。これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を受けなければならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行うことはできないこととなっており、これに違反すると罰則が適用される。ただし、国税局長に対して通知を行った弁護士及び弁護士法人については、一定の条件の下で税理士業務を行うことができる。

また、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員等に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、税理士は地域ごとに税理士会を設立しており、全国に15の税理士会がある。これらの税理士会により、全国で一の税理士の自治的団体として、日本税理士会連合会が設立されている。

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とし、税理士制度の運営に関する事務を行っており、国税庁に設置された国税審議会は、税理士試験の実施及び税理士に対する懲戒処分の審議を行っている。

なお、昭和26年に税理士法が制定されて以降、昭和31年、昭和36年、昭和55年、平成13年と改正が行われてきている。

【タックスアンサー】

タックスアンサーは、税に関する簡易で典型的な情報をインターネット（携帯電話サイトを含む。）で提供しているシステムである。

このシステムは、年々増加する税務相談需要に対応するため、国税庁が推進している税務行政全般の事務機械化の一環として、昭和62年（1987年）1月に電話音声によるタックスアンサーを導入し、平成4年（1992年）6月からは、ファクシミリ・サービスを開始している。また、平成9年（1997年）1月からは、インターネットで情報の提供を開始し、平成12年（2000年）7月からは、携帯電話からも情報の閲覧が可能となっている。

なお、電話音声・ファクシミリによるサービスの利用件数は著しい減少傾向にあることから、平成21年（2009年）11月末をもって終了している。

【行政争訟】

行政争訟制度については、一般法として行政不服審査法及び行政事件訴訟法があるが、国税に関する争訟については、処分が大量かつ反復してなされること、また、専門的であることなどの特殊性を考慮し、国税通則法において特例規定が定められている。

すなわち、行政不服審査法では審査請求中心主義を採用しているのに対し、国税通則法では原処分庁に再調査の機会を与えるのが適当であるとの趣旨等から、処分に対して不服がある者は、まず異議申立てを行うことを原則としている一方で、「審査請求」は直近上級行政庁に対して行うのではなく、それを専門に処理するために設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して行うこととされている。

また、行政事件訴訟法では不服申立てを経

ずに訴訟を提起することができるとされているのに対し、国税通則法では国税に関する法律に基づく処分の取消しを求める訴えについては、原則として、不服申立てに対する行政庁の決定又は裁決を経た後でなければ、訴訟を提起することができないという不服申立前置主義が採用されている。これは、課税処分等が大量かつ反復してなされるものであることから、原処分庁・国税不服審判所の段階で専門知識、経験を生かして解決を図ることにより、裁判所に大量の取消訴訟が提起されることを回避するとともに、税務行政の統一的運用に資すること等を意図したものである。

【権利救済制度】

国税に関して納税者から正当な権利利益を侵害されたとして不服の申立てがあったときに、これを審理し救済する制度として、「不服申立制度」と「訴訟」がある。

不服申立ては、更正・決定や差押えなどの処分がなされた場合に、その処分に不服がある者が行政庁に対してその処分の取消しや変更を求める制度で、まず、処分を行った行政庁に対して不服を申し立てる。これが「異議申立て」であり、国税に関する行政争訟の第一段階である。

次に、この異議申立てに対する行政庁の決定を経た後の処分になお不服があるときは、「審査請求」を行うことができる。これは、一般的には処分庁の直近上級行政庁に対して行うものであるが、国税についての審査請求は、特にそのための第三者的機関として設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して行うこととなっている。

更に、国税不服審判所長の裁決を経た後の処分になお不服があるときは、裁判所に対し

て訴訟を提起することができる。

【異議申立て】

異議申立ては、処分を行った行政庁（通常は税務署長）に対して行われる。これは、争いの当事者である行政庁自らが処理することによって、簡易迅速な手続により国民の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。

異議申立ては、処分の通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内にしなければならない。異議申立てがされると、行政庁（通常は税務署長）はその事案の調査、審理を行い、申立てに理由がない場合には、その申立てを棄却する決定をし、また、申立てに理由がある場合には、その申立ての全部又は一部を認容し、それに係る処分を取り消す等の決定をする。

なお、異議申立てに係る事案の調査、審理に当たっては、公正で客観的な判断がなされるよう更正・決定や差押えなどの処分を担当した者以外の職員が担当者に指定される。

異議申立てがされた場合でも、その申立ての対象となっている処分の効力は、その申立てを認容し、その処分を取り消す決定がなされるまでは失われない（執行不停止の原則）。

【審査請求】

異議申立てに対する税務署長（又は国税局長）の決定を経た後の原処分になお不服がある場合には、異議決定書謄本が送達された日の翌日から起算して1か月以内に、国税不服審判所長に審査請求をすることができる。

なお、異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても異議申立てについての税務署長（又は国税局長）の決定がないときは、その決定を経ないで国税不服審判所長

に審査請求をすることができる。

ただし、次のような場合のうち、①から④については選択により異議申立てを経ないで、また、⑤については、異議申立てはできず、直接、審査請求をすることができるとされている。この場合の審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内にしなければならない。

- ① 所得税法又は法人税法に規定する青色申告書に係る更正に不服があるとき。
- ② 法人税法第130条第1項に規定する連結確定申告書等に係る更正に不服があるとき。
- ③ 国税局長がした処分に不服があるとき。
- ④ 処分をした税務署長又は税関長が、その処分について異議申立てをすることができることを教示しなかったとき。
- ⑤ 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分に不服があるとき。

【国税不服審判所の審理及び裁決】

審査請求事件の調査・審理に当たっては、審査請求人の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求人の審理手続上の諸権利を十分尊重するとともに、審査請求人と原処分庁の主張の食い違う点（「争点」という。）を主たる審理事項とする争点主義的運営を行っている。

また、審査請求書が提出されると、原処分庁から答弁書の提出を受けた後、事件の公正妥当な結論を得るため、担当審判官（1名）及び参加審判官（2名以上）で構成される合議体が編成される。合議体は、審査請求人及び原処分庁の主張等を的確に把握し、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を進めることとしている。

国税不服審判所長は、この合議体の議決に基づいて、審査請求に理由がないときはこれを棄却し、理由があるときはその請求の全部若しくは一部を認容し、又は変更する裁決を行う。ただし、審査請求人の不利益になるように処分を変更することはできない。審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、これを却下する裁決を行う。また、国税不服審判所長の裁決は、行政部内における最終判断であり、原処分庁は、仮にこれに不服があっても訴えを提起することはできない。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をすることや、法令の解釈の重要な先例となるような裁決をすることができる。ただし、同一の法令について、税務の執行機関と審査請求の裁決機関とが異なった解釈をすることは、税務行政の統一ある運用が阻害されることとなりかねない。そこで国税不服審判所長は、このような裁決を行うときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出ることとされている。

国税庁長官は、国税不服審判所長から意見の申出があった場合において、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官がその意見を相当と認めるときを除いて、その意見を民間の学識経験者によって構成される国税審議会に諮り、国税審議会の議決に基づいて国税不服審判所長に指示しなければならないこととされている。

【KSK（国税総管理）システム】

KSKシステムは、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために

導入したコンピュータシステムである。

KSKシステムは、

- ① 入力した申告・納税の事績等をシステム内に蓄積し、国税債権等の一元的な管理が可能となる。
- ② 決算事績や資料情報などの蓄積した情報を基に、多角的な分析を行うことで、税務調査対象の選定や滞納整理対象者の抽出の支援等各種施策の充実が図られる。
- ③ 納税証明書をシステムで作成することにより、発行の迅速化が図られる。また、随時の情報参照が可能となることにより、納税者からの問い合わせに対して、よりの確かつ迅速に対応できるなど、税務行政の高度化・効率化や適正・公平な課税の実現及び納税者利便の向上に大きく寄与している。

なお、KSKシステムは、政府が進めている電子政府の実現の一環である電子申告や電子納税等の税務行政のICT化に不可欠な情報通信基盤でもある。

【国税電子申告・納税システム（e-Tax）】

e-Taxは、政府全体として進めている電子政府の実現の一環として、国税庁が構築したシステムであり、平成16年2月に名古屋国税局で運用を開始し、同年6月から全国に運用を拡大した。

e-Taxでは、国税関係法令に基づき書面で行われている申告、納税及び申請・届出等手続について、インターネット等を利用して電子的に手続を行うことが可能であり、納税者等はe-Taxを利用することにより、税務署や金融機関の窓口に赴くことなく申告や納税などの手続を行うことが可能となるなど、利便性の向上等を図ることができる。

また、国税当局においては、申告書データを紙に打ち出すことなく電子的な処理を行う

ことが可能となるなど、事務の簡素化・効率化を図ることができる。

なお、納税者等への情報提供やパソコン操作等の問い合わせに対応するため、e-Taxホームページやヘルプデスクを設けている。

【移転価格税制】

移転価格税制は、企業活動の国際化の進展に伴い、法人と海外に所在するその親会社・子会社等との取引を通じた所得の海外移転に適切に対処し、適正な課税の実現を図ることを目的として設けられたものである。

移転価格税制の執行に当たっては、次の点に留意している。

- ① 法人と海外に所在するその親会社・子会社等との取引に付された価格が、第三者間の取引においても通常付された価格かどうか十分に検討し、問題があると認められる取引については、移転価格の観点から幅広い事実の把握に努め、的確な調査を実施する。
- ② 独立企業間価格の算定方法及び具体的内容に関し、法人の申出を受け、国税当局がこれに確認を与えるという事前確認を行うことにより、当該法人の予測可能性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る。
- ③ 移転価格税制に基づく課税により生じる国際的な二重課税の解決には、移転価格に関する各国税務当局による共通の認識が重要であることから、必要に応じOECD移転価格ガイドラインを参考とし、適切な執行に努める。

【情報交換】

租税条約等の情報交換規定に基づき、海外取引や資産の保有・運用状況に関する情報、

あるいは非居住者に対する利子・配当・使用料の支払等に関する情報の交換を積極的に行っている。

【国際会議】

国際的課税ルール策定への参加や、各国税務当局間での協力・経験共有の促進を図るため、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合（SGATAR）、OECD租税委員会等の会議に積極的に参加している。

【技術協力】

我が国の税制・税務行政に関する専門的な知識・技術の移転を目的として、職員の開発途上国への派遣、開発途上国の税務職員を日本に受け入れて行う研修の実施などの技術協力に積極的に取り組んでいる。

【相互協議】

相互協議とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続である。我が国が締結している53の租税条約等（適用対象国・地域は64か国・地域/平成24年6月末現在）全てに、相互協議に関する規定が置かれている。

移転価格課税により国際的な二重課税が生じた場合、納税者が二国間の事前確認を求める場合等には、外国税務当局との相互協議を実施して問題の解決を図っている。

【徴収手続】

国税債権を確保するための措置として、実体的な面で国税の優先権、手続的な面で自力執行権がある。

すなわち、国税は全ての公課（雇用保険料等）及び私債権に優先して徴収することが国税徴収法において規定されている。ただし、私法秩序との調整の観点から、国税の優先権が制限される場合（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先等）がある。

また、納期限までに納付されない国税、いわゆる滞納国税は、原則として納付の督促をした上で納税者の財産を滞納処分により差し押さえ、換価して、それによって得た金銭をもって国税に充てる手続により徴収する。しかし、納期限まで待っているのは国税の徴収ができなくなるおそれがあるようなときには、納期限前においても強制徴収措置を採ることが認められている。他方、納税者の実情などによっては、直ちに滞納処分を行うことが適当でない場合もあり、このような場合には法令に基づいて納税を猶予したり、分割納付を認めるなど、納税者の実情に即しつつ、処理を行っている。

① 原則的な徴収の手続

滞納となった国税については、通常はその納期限後50日以内に督促状により納付の督促を行うが、この督促がされてもなお国税が完納されない場合には滞納処分を開始する。滞納処分とは、差し押えに始まり、換価・配当といった滞納国税を強制的に徴収するための一連の手続をいい、税務当局が裁判所の関与なしに自力で行うことができるものである。差し押えは、督促後10日を経過してもなお国税が完納されない場合に、納税者の財産を換価することを目的として、その財産の処分を禁止するために行うものである。差し押えを行ってもなお国税が完納されない場合は、差し押財産の強制的な売却である「換価」を行い、その換価代金を滞納国税その他一定の債権に「配当」する。

ただし、納税者の財産について既に強制換価手続が開始されている場合には、上記の差し押え、換価に代わる手続として、先行の強制換価手続の執行機関に対して交付要求を行うことにより配当を受けることができる。

② 納期限前の強制徴収措置

国税の納付は、通常は納期限までに行えばよいが、納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れようとしたり、破産するなど特別の事情が生じ、国税の徴収ができなくなるおそれがある場合には、一定の要件の下に特別の保全のための手続（繰上請求、保全差し押え、繰上保全差し押え、保全担保）が認められている。

③ 納税の緩和の措置

国税の徴収については、その確保の措置が必要な反面、納税者の事業や生活についての配慮も必要であることから納税の緩和の措置が設けられている。納税者が災害、病気、休業などにより納付困難となっている場合や差し押財産が換価されると事業の継続や生活の維持が困難となる場合には、法令に基づいて納税を猶予したり、分割納付を認めるなど納税者の実情に即しつつ、処理を行っている。

なお、滞納処分の対象となる財産がない場合や滞納処分を執行することによって納税者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合には、滞納処分の執行を停止し、その執行の停止が3年間継続すると、国税の納税義務は消滅する。

【相続税の物納制度】

相続税については、一定の要件に該当した場合に相続財産による物納が認められている。物納が認められるためには、①延納によっ

ても金銭で納付することを困難とする事由があること、②申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び物納手続関係書類を提出していること、④物納適格財産であること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

なお、物納が許可された場合には、物納申請者において書類の整備を行っていた期間等について利子税が課される。

【振替納税制度】

税金を納付する便利な方法として振替納税制度がある。これは、税務署から納税者名義の納付書をその納税者が預貯金口座を有する金融機関に送付し、金融機関がその納税者の口座から納税者に代わって税金を納付するという仕組みである。納付後の領収証書は、その金融機関から納税者に直接送付されることになっている。

この制度は、納税者にとっては、納税額に見合う預貯金を準備しておくだけで、金融機関や税務署に出向かなくても自動的に納付できる大変便利な制度であり、また、税務署にとっても事務処理の効率化が図られるなどの効果がある。そこで、国税庁では、最も効果が大きいと認められる申告所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税者を対象として、確定申告の申告相談の際に利用を勧めたり、地方公共団体、金融機関、納税貯蓄組合等関係民間団体の協力を得ることなどにより、この制度の普及を図っている。

【国税のコンビニ納付】

納税者利便の向上を図るための納付手段の多様化の一つとして、金融機関や税務署の窓

口が開いていない休日、早朝や夜間にも利用できるコンビニ店舗において、国税の納付を可能とするコンビニ納付を平成20年1月に導入した。

これにより、納付額が30万円以下で、コンビニ納付用のバーコード付納付書の送付又は交付を受けた納税者であれば、従来の金融機関のほか、4万箇所を超えるコンビニ店舗において、曜日や時間帯を問わず国税の納付が可能となっている。

【相続税及び贈与税の延納制度】

相続税及び贈与税については、一定要件に該当した場合に年賦延納が認められている。

相続税及び贈与税の延納が認められるためには、①その税額が10万円を超えていること、②納期限までに又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由があること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び担保提供関係書類を提出していること、④延納税額に相当する担保を提供すること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

また、延納期間中は利子税が課される。

【電子帳簿保存制度】

平成10年度の税制改正において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の制度が創設され、平成10年7月から施行されている。この制度は、保存義務者が、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地の所轄税務署長等の承認を受けたときは、記録の真実性及び可視性等の確保に必要となる所定の要件の下で、その電磁的記

録の備付け及び保存をもってその帳簿の備付け及び保存に代えることができるものである。その他、保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、所定の要件の下で、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができるものである。

また、平成17年度の税制改正では、保存義務者が、国税関係書類（決算関係書類並びに一部の契約書及び領収書を除く。）の全部又は一部について、その国税関係書類に記載されている事項をスキャナ（原稿台と一体となったものに限る。）により電磁的記録に記録する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、所定の要件の下で、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができるスキャナ保存制度が創設され、平成17年4月から施行されている。

【旧認定NPO法人制度】

特定非営利活動法人（NPO 法人）の活動を支援することを目的として、平成 13 年度税制改正において、旧認定 NPO 法人制度が創設された（平成 13 年 10 月 1 日施行）。この制度は、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（旧認定 NPO 法人）に対して個人、法人及び相続又は遺贈により財産を取得した者が行った寄附について、これを寄附金控除等の対象とするものである。

【財産の評価】

相続税及び贈与税の課税の基となる財産の価額は、相続税法第22条の規定により相続、遺贈又は贈与により財産を取得した時における時価により評価することとされている。

これを受けて国税庁では、財産評価基本通達において各財産の評価に共通する原則や評価方法を具体的に定め、その内部的な取扱いを統一している。

また、各国税局では、路線価等や立木の標準価額などの財産評価基準を定めている。

なお、財産評価基準は、国税庁のホームページで公開するとともに、全国の国税局及び税務署に閲覧用パソコンを設置して、納税者の便に供している。

【地方税当局との協力】

国と地方団体との税務執行上の協力関係については、納税者利便の向上や国税及び地方税を通じた税務行政の効率化を図る観点から、各種税法の規定等に基づき、①所得税確定申告書の市町村における収受、②所得税確定申告書の共同発送や申告相談での協力、③資料情報の収集・交換、④納税に関する広報の協力など、現行制度の下において可能な限り協力を図っているところである。

なお、平成 9 年 4 月から導入された地方消費税の賦課徴収等については、当分の間、国が消費税と併せて行うこととされているところ、地方消費税を円滑かつ適正に執行する観点から、税務署長は、その賦課徴収を行うため必要があるときは、都道府県知事及び市町村長に対し、資料又は情報の提供等を求めることができることとなっている。

また、平成 23 年 1 月からは、地方団体に対し、所得税申告書等のデータ提供を開始している。

